

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

公 告

○公告第8号 自治功労者等の表彰……………（秘書広報課）…2

選 挙 管 理 委 員 会

○告示第2号 直接請求に必要な選挙人の数……………2

監 査 委 員

○公表第5号 定期監査の結果の報告……………2

正 誤

○2023年（令和5年）4月14日付け宇治市公報第2430号
……………3

公告

宇治市公告第8号

自治功勞者等の表彰について

宇治市表彰条例（昭和26年宇治市条例第53号）第3条の規定により、令和7年3月1日（市制記念日）に自治功勞者、篤志者及び永年勤続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告します。

令和7年3月14日

宇治市長 松村 淳子

1 自治功勞者

氏名	功績
北村 庄司	平成14年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
赤井 登美子	平成14年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
田中 佳子	平成14年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
山本 ひさ子	平成15年から現在まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
西川 圭子	平成16年から令和6年まで保護司として、地域の犯罪予防と更生保護に大きく貢献された。
森岡 俊成	昭和59年に消防団入団。令和6年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。
三浦 真	平成6年に消防団入団。令和6年から現在まで副団長として、消防団の運営と消防行政の推進に大きく貢献された。

2 篤志者

須川 矩吉	社会福祉資金として多額の金員を寄附された。
-------	-----------------------

3 永年勤続職員

勝浦 聡	20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉にその職務に精励された。
折藤 修一	〃
足立 貴志	〃
長澤 祐介	〃
福岡 美緒	〃
堀田 祐子	〃
深井 里佳	〃
大嶋 浩平	〃
日置 加奈子	〃
杉本 隆之	〃
鈴木 良平	〃
辻田 将志	〃
齊田 雄太	〃
濱田 亜耶子	〃
森井 智子	〃
木内 小季	〃
堀井 美岐	〃
山田 優紀	〃
田中 訓子	〃
田中 恵	〃
辻 智子	〃
山本 真由子	〃
里藤 宏美	〃
吉見 七重	〃
大谷 宏明	〃
上田 章詞	〃
亀井 明美	〃

平川 恵	〃
佐々木 繁	〃
藤原 基	〃
森 理至	〃
深井 啓史	〃
亀井 徹也	〃
本田 真悟	〃
増田 隆史	〃
吉田 昌純	〃
東 健太郎	〃
寺田 博臣	〃

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第2号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和7年3月3日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和7年3月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,022人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,357人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,179人

(掲示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月3日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

建設部（上下水道部治水対策課を含む）の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 市営住宅使用料等収入状況（住宅課）
- 委託料支出状況（維持課、治水対策課、住宅課）
- 工事請負費支出状況（維持課、治水対策課、住宅課）
- 賃借料支出状況（治水対策課）
- 補助金支出状況（維持課、住宅課）
- 備品管理状況（施設建築課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、建設部維持課、治水対策課（上下水道部治水対策課含む）、施設建築課、住宅課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和6年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年12月2日から27日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年1月24日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 維持課

- (1) 委託料支出について
おおむね適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

2 治水対策課（上下水道部治水対策課を含む）

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

3 施設建築課

- (1) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

4 住宅課

- (1) 市営住宅使用料等収入状況について
負担の公平性と歳入確保の観点から、滞納分については引き続き債権回収に努めるとともに、今後、私債権管理については各部局間の連携を図りながら、統一的かつ実効性のある債権管理手法の構築に向けて全庁的に検討を進められたい。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

2023年（令和5年）4月14日付け宇治市公報第2430号中

ページ	欄	行	誤	正
7	右	下から15行目	は、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは	は

